

公告 第02004号

健康保険法第47条の規定により、当組合の令和2年9月30日における全被保険者の同月の平均標準報酬月額は下記のとおりであることを公示する。

記

1. 令和2年9月30日現在の平均標準報酬月額
315,694円
2. 令和3年度における任意継続被保険者の標準報酬月額上限額
23等級 320千円
3. 適用年月日
令和3年4月1日

令和2年10月5日

リクルート健康保険組合

理事長 野口 孝広

